

様式第 27 号 (第 13 条関係)

(表 面)

<p>第 号</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <div data-bbox="343 526 539 772" style="border: 1px solid black; height: 110px; width: 123px;"></div> <p>大阪市移動支援事業実施要綱第十三条に定める当該職員であることを証する。</p> <p>年 月 日交付 大阪市長</p> <div data-bbox="630 940 737 1048" style="border: 1px solid black; width: 67px; height: 48px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>	<p>大阪市移動支援事業実施要綱 (抄)</p> <p>(調査及び指導監査)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 市長は、移動支援事業のために必要があると認めるときは、移動支援利用者 (移動支援利用者が児童である場合はその保護者)、移動支援利用者の配偶者若しくは移動支援利用者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。</p> <p>3 市長は、移動支援事業のために必要があると認めるときは、移動支援事業者又は移動支援事業所の従業者その他移動支援事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問をさせることができる。</p> <p>4 移動支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項の規定による調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
---	--

(裏 面)

<p>注意</p> <p>1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。</p>	<p>大 阪 市 移 動 支 援 検 査 証 (第 十 三 条 関 係)</p>
--	--